

# 東京都立海上公園（東京港野鳥公園）

## 指定管理者特記仕様書

### 第1 管理運営について

昭和40年代前半、大井ふ頭南部地区埋立地に自然に出現した淡水池、潮入りの池、干潟や砂礫地、草地などの多様な自然環境が、野鳥や昆虫などの生物を育み、大都市近傍にあっては貴重なサンクチュアリとして着目され始めた。数々の自然保護団体はこれを後世に残すべきと、保全の運動を始めたが、同じくして海上公園構想の発表もあって、周辺土地利用との調和を前提に、積極的な保全策を検討することとした。その後、東京港野鳥公園計画として関係者の議論と努力が実を結び、今までに自然発生した環境を新たな区域に作り直す「環境移設」の考え方を採り入れ、完成をみたものである。

本公園は、約36ha（大田市場緑化区域2.4ha含む。）の区域にあって、野鳥の保護・保全を主たる狙いとしているが、海上公園の理念からはこれに限らず、都民が身近に自然に触れ合え、自然を学ぶことができる場として広めることも重要な役割である。

できるだけ人間の影響域を小さくするために、公園内で日常的に立ち入ることのできる範囲を限定しているが、これは人と野鳥の関係を大局的に説明する上で大切なコンセプトとなっている。こうした前提条件を尊重しつつ、野鳥を取り囲む多様な自然に向き合う必要がある。

つくられた自然は、鳥の生息場所の構成から樹林地、低茎草地、高茎草地、砂礫地、淡水泥湿地、淡水池、汽水池、干潟の8つの環境要素に分かれており、野鳥の多様性を確保するためには、これらの質的・形態的維持が一年を通して求められる。

身近に自然体験をすることができる場として、今後とも発展していくためには、指定管理者の協働に対する研究やボランティアグループとの連携も求められる。

現在、年間120種前後の野鳥が観察され、シギ・チドリ類も出現しており、東アジア・オーストラリア地域において、鳥類の重要生息地の国際的なネットワークを構築するとともに、その普及啓発及び保全活動を推進することを目的としている「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」に参加している。

また、環境省が実施する質の高い自然環境データを継続的に収集・蓄積する「モニタリングサイト1000（重要生態系監視地域モニタリング推進事業）」でも重要な干潟としてリストアップされ、国際的、国内的連携がますます重要となっている。

## 第2 公園の概要

### 1 公園概要

種別	名称	開園面積 (㎡)		所在地
海浜公園	東京都立 東京港野鳥公園	陸域	241,664.24	東京都大田区東海三丁目
		水域	121,444.55	
		計	363,108.79	

### 2 施設概要 (主要公園施設)

管理所	駐車場	食堂・売店	主要公園施設
管理事務所 ・木造 ・延床面積 373.85 ㎡	平時 ・23 台 土日祝等 ・40 台 (要協議) ※無料	—	ネイチャーセンター 1 ・鉄筋コンクリート ・延床面積 1,720.82 ㎡ 自然学習センター ・木造 延床面積 240.80 ㎡

公園の平面図及び公園施設の詳細については、別紙2「公園平面図」及び別紙3「公園施設一覧」を参照すること。なお、今後の公園整備により、面積や施設に変更が生じる場合がある。

## 第3 有料公園

### 1 概要

本公園は有料公園であり、指定管理者は、窓口及び券売機等により来園者から入場料を徴収する。

入場料は利用料金制を導入しているため、指定管理者は、その利用料金収入を本公園の管理運営経費に充てるものとする。指定管理者は、東京都海上公園条例で定める金額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て利用料金を定める。自主的な経営努力を発揮し、利用者ニーズを反映した料金設定の工夫などにより、より良い利用者サービスに努めること。

#### 【令和4年5月時点における現行料金】

- ・一般 300 円 定期入場券 (年間パスポート) 1,200 円
- ・中学生及び65歳以上の者 150 円 定期入場券 (年間パスポート) 600 円

※団体 (20人以上) の場合は上記金額の8割

※小学生、身体障害者等が入園する場合及び都民の日は無料

## 2 休園日等

休園日及び開園時間は、原則として東京都海上公園条例施行規則別表第四に定めたとおりとする。

## 3 利用制限

本公園では、利用と保全の調和を図るため、施設・場所に利用の制限を設けている。

### (1) 自由利用ゾーン

芝生広場、休憩所、東観察広場、観察小屋、ネイチャーセンター、駐車場、園路等

### (2) 制限利用ゾーン

自然学習センター、西観察広場、園路

### (3) 園路立入禁止ゾーン

西淡水池、東淡水池、潮入の池、ヨシ原、干潟、管理用通路

## 4 施設の特性等

### (1) ネイチャーセンター

開館時間等は公園の開園時間等に準ずる。開園中は、レンジャーコーナーに公園のガイド等来園者への対応を行う職員を常駐させること。

### (2) 自然学習センター

工作体験や教室利用、イベント等の際の随時利用とし、常時開放は行わない。

### (3) 駐車場

隣接する大田市場と連携して管理すること。

### (4) その他

観察小屋および東観察広場へ野鳥観察用の望遠鏡を設置・管理すること。

## 第4 利用促進活動

### 1 環境学習業務

#### (1) 自然観察指導

子供から高齢者まで自然と触れ合える場を求める都民の要望に応え、野鳥の生息に影響のない範囲で自然との触れ合いの場を提供するものである。

また、公園の利用が単なるレクリエーションに終わるのではなく、野鳥を間近に観察できる特性を活かして、自然への愛情を育み、自然を正しく知る環境学習の機会として展開されるよう活動するものである。

野鳥や自然との触れ合いを手助けすることにより、来園者が親しみながら自然環境や自然保護への興味・関心を深められるようにする。ネイチャーセンターで、来園者に対して個別に自然観察指導を実施すること。

## (2) 行事の実施

### ①自然体験型行事

自然との触れ合いを求める層や、自然との接し方を学びたい層を対象に、自然体験を中心としたプログラムを提供し、自然に親しんでもらうものである。

### ②市民育成型行事

行事を通して環境管理や環境調査、環境学習に関わる人材の育成や発掘を目的に行うものである。

### ③ボランティアグループ運営・活動へのアドバイス

ボランティアグループに対し、グループ運営に関する情報提供等を行うことにより、ボランティアグループの運営を手助けするものである。例えば、ボランティア会議へ出席し、議題を検討するに際し必要な情報の提供、アドバイスを行う他、各活動の企画、実施に協力すること。

また、場の提供、機材の貸し出し、広報等によりボランティアグループの新たなメンバーの確保、技術継承等の手助けをし、ボランティア活動の継続、発展に協力すること。

### ④展示

#### ア 常設展示

東京港野鳥公園に飛来する鳥や生物多様性について理解を深めるものである。

#### イ 企画展示

野鳥公園の鳥、自然や風景などを題材とした写真等の作品を通して、園内の自然観察等を促すものである。

## 2 環境保全業務

### (1) 自然環境調査

鳥類・底生生物等野鳥公園の環境を把握する上で、必要な一般生物の動向及び特に重視すべき保全対象生物(シギ・チドリ類)の動向等を調査し、東京都に書面により報告すること。

#### ①環境指標調査

##### ア 鳥相調査

野鳥公園に生息又は飛来する鳥類の種類とその観察頻度を、年間を通して把握するとともに、経年的な種構成の変化を把握するものである。

開園日に、観察により姿や声を確認した鳥類種を記録し、種ごとに各月及び年間の観察頻度を算出する。

#### ②鳥類個体数調査

野鳥公園に生息又は飛来する鳥類の個体数について、年間を通して把握すると

もに、相対的な個体数の季節変化及び経年変化を把握するものである。

各月 1 回合計 12 回実施する。調査方法は、コースを定め、平均時速 2 キロメートルで歩いて両側 25 メートル以内に出現した鳥類を記録するラインセンサス法と、1 地点に一定期間滞在し、その周囲に出現した鳥類を記録するポイントセンサス法を併用する。

### ③底生生物調査

内陸干潟と前浜干潟に生息する、底生生物の種類と個体数を把握するものである。

調査は、5 月と 8 月の大潮の干潮時にポイントを定め、砂泥から底生生物を採取することにより行う。

### ④観察資源調査

園内で観察可能な生物や自然現象を調査し、当該年度のデータを参考にして次年度以後の生物や自然現象の観察可能時期を予測するための情報を収集し、蓄積するものである。

調査は、来園者が通常利用可能な園路を歩き、園路から見える範囲で観察できる生物及び自然現象とする。

### ⑤生物保全基礎調査

#### ア 種保全基礎調査（シギ・チドリ類）

潮入りの池及び前浜干潟におけるシギ・チドリ類の渡来種と個体数を把握するものである。4 月から 7 月に 6 回、8 月から 9 月に 8 回。合計 14 回の調査を行う。調査の時間は、干潮時刻から始め、4 時間後まで 1 時間おきに調査する。

### ⑥環境管理効果測定

#### ア 泥湿地（鳥類）

東泥湿地において、どのような鳥類が利用しているかを把握するものである。

調査は、週に 1 回、各月合計 3 回実施し、シギ・チドリ類の渡来期（4 月、5 月、7 月から 9 月）は月に 4 回実施するものとする。年間調査回数は、41 回となる。

#### イ 泥湿地（植物）

東泥湿地における環境管理（耕耘）の効果把握するためのものである。

泥湿地鳥類調査時に、東泥湿地を 4 分割し、分割地ごとに植被率と草丈の最大自然高、主要優占種の種名とその被度・群度を記録するものとする。

なお、各分割地の植生が明らかに複数の種類に分けられる場合は種類ごとに植被率、最大自然高、被度・群度を記録するものとする。管理の方法を変更し、草地の成立を図るなどの措置を取る場合は、適切な調査法を別途適用するものとする。

#### ウ ヨシ原（鳥類：繁殖）

東淡水地におけるヨシ原の管理が、鳥類の繁殖に及ぼす効果を把握するため

のものである。

繁殖時期に適切な回数、東淡水池ヨシ原周辺を踏査し、カイツブリやオオバンなどの水鳥の繁殖状況、オオヨシキリのつがい数などを記録する。鳥類の繁殖がほぼ終了する時期にはヨシ原内を踏査し、繁殖の痕跡を記録し、繁殖状況を把握する。

#### エ ヨシ原（鳥類：越冬）

東淡水地におけるヨシ原の管理が、越冬する水鳥（カモ類など）に及ぼす効果を把握するためのものである。

越冬期間中に適切な回数、東淡水池における水鳥の個体数と池内における分布を記録するものとする。

#### オ ヨシ原（植物）

ヨシ刈などの管理作業がヨシ原植生に与える影響を把握し、東淡水池における環境管理技術の向上に供する調査である。

東観察広場付近より北東に東淡水池を横断する基線を設定し、植生断面図を実測により作成する。ヨシ・ガマなどの挺水植物群落については、1 m<sup>2</sup>あたりの草本密度、自然高、優占種を記録する。調査は管理作業を行う前に実施し、管理作業実施後、作成された断面図に刈取り部分を明示するものとする。

### （2）環境管理

野鳥の生息地としての生態系を維持するために、底生生物、水中昆虫、魚介類、植物、昆虫、小型哺乳類等多様な生物が生息できるような自然環境を保全する。人間のみが利用する公園とは異なり、野鳥生息に適した育成、維持の方法による環境管理を実施するものとする。

#### ①池水路維持

自然生態圏内の小川の水量確保、東淡水池の水位調整・開放水域の確保、東淡水池・東泥湿地への水の供給と貯水を行うものである。

ポンプの操作による小川の水量管理と、小川の水源となる西淡水池の水位管理を、西調整池の堰の調整により行う。また、東淡水池の給排水により水位の調整を行う。

#### ②湿地維持

水鳥類の生息環境を維持することを目的として、淡水泥湿地のヨシ刈り等の植生管理と水位管理を行うものである。

年3回以上、適切な時期にトラクターを用いて土壌の耕耘を行う。耕耘作業後は、適切な水位と湿潤状態が保たれるよう、日々の巡回により水量調整を行う。

### 3 その他業務

#### （1）取材対応等

国内外を問わず、野鳥公園に関し、専門的・学術的な調査、取材等がある場合は、

積極的に協力を行うこと。

(2) 普及啓発等

東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ参加湿地等と連携し、本公園の普及啓発及び保全活動を推進すること。